

知事感謝状についての内規

(目的)

第1条 この内規は、福岡県内に所在する事業所に勤務し、その業務に精励し他の模範となる勤労者に対して、知事が感謝状を交付し、その功績を顕彰し もって県内産業の振興に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 感謝状交付の対象者となる勤労者とは、事業主、取締役、監査役その他の、いわゆる会社役員以外の一般勤労者（会社役員であっても勤労者とみなされる者を含む）であって、次の条件を満たすものであること。ただし過去において、罰金以上の刑に処せられた者については、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの間は対象としない。

- 1 同一企業での勤続年数が20年以上で、かつ、年齢が40歳以上であること。
- 2 業務に精励もしくは、創意工夫により、産業の発展に寄与した者、または産業災害の際、人命救助、施設保全に努める等、その功績が顕著な者で他の模範となるものであること。

(申請方法)

第3条 事業主は、その雇用する勤労者にかかわる感謝状の交付を申請しようとするときは、候補者の略歴及び感謝状を受けようとする理由（功績内容）を具体的に記載した申請書並びに下記団体の一からの推薦書を所轄の労働者支援事務所長を経由して知事に提出するものとする。

- 1 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年11月25日法律第185号）第3条に規定する中小企業団体。
- 2 中小企業団体もしくは、過去において中小企業集団であった団体。
- 3 上記の1及び2に準じる団体。

(調査)

第4条 労働者支援事務所長は、申請書を受理したときは、功績内容等を調査のうえ、意見書を付して、知事に進達するものとする。

(様式)

第5条 申請書、推薦書及び前条の意見書の様式は任意とする。ただし、別紙様式による功績調書及び略歴書を添付するものとする。

附 則 この内規は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 この内規は、平成21年5月1日から施行する。

附 則 この内規は、令和3年1月5日から施行する。